

(証券コード 7604)

2025年3月10日

株 主 各 位

福岡県久留米市天神町146番地

株式会社 梅 の 花

代表取締役社長COO 鬼塚 崇裕

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.umenohana.co.jp/investor/>  
(上記ウェブサイトアクセスいただき、「臨時株主総会招集ご通知」をご確認ください。)

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）  
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>  
(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「梅の花」又は「コード」に当社証券コード「7604」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネットによって議決権を行使することができませんので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年3月24日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### 【書面（郵送）による議決権行使の場合】

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

### 【インターネットによる議決権行使の場合】

当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」あるいは「ログイン用QRコード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁の【インターネットによる議決権行使のお手続きについて】をご確認いただきますようお願い申し上げます。

敬具

## 記

1. 日 時 2025年3月25日（火曜日）午前10時  
2. 場 所 福岡県久留米市六ツ門町16-1  
ホテルニュープラザ久留米 3階 筑紫の間

### 3. 会議の目的事項

#### 決議事項

- 第1号議案 定款の一部変更の件  
第2号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件  
第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

ご出席の株主様へのお土産及び会場でのお茶のご用意はございません。

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

## 【インターネットによる議決権行使のお手続きについて】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2025年3月24日（月曜日）午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

##### (1) パソコンによる方法

- ① 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ② 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更が可能です。
- ③ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

##### (2) スマートフォンによる方法

- ① 議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使が可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ② スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2.（1）パソコンによる方法にて議決権行使してください。  
※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

#### 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

#### 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款の一部変更の件

#### 1. 提案の理由

現在の業種・業態を考慮したときに、現状の株式会社梅の花は「湯葉と豆腐の店 梅の花」のイメージが強く、多様な業態を展開している実態に合わせた名前に変更するものであり、更なるグループとしての成長戦略を実施する目的とし、「株式会社梅の花」から新商号「株式会社梅の花グループ」に変更すべく、現行定款第1条（商号）を変更するものであります。

なお、この定款変更の効力発生日は、2025年5月1日といたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 (商号) 第1条 当社は、 <u>株式会社梅の花</u> と称し、英文では <u>UMENOHANA CO., LTD.</u> と表示する。  (新 設)  (新 設)	第1章 総 則 (商号) 第1条 当社は、 <u>株式会社梅の花グループ</u> と称し、 英文では <u>UMENOHANA GROUP CO., LTD.</u> と表示す る。  附 則 <u>(商号変更の効力発生)</u> 第1条 <u>定款第1条（商号）の変更は、2025年5月1</u> <u>日に効力を生じるものとする。なお、本附則</u> <u>は、定款第1条の変更の効力発生日経過後これ</u> <u>を削除する。</u>

## 第2号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

### 1. 資本金及び資本準備金の額の減少の理由

財務体質の健全化を図り、今後の柔軟かつ機動的な資本政策の実現を目指すことを目的として資本金及び資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

### 2. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

#### (1) 減少する資本金の額

資本金の額474,879,400円のうち374,879,400円を減少、その他資本剰余金に振り替え、資本金の額を100,000,000円とします。加えて資本準備金の額374,879,400円全額を減少させ、その他資本剰余金に振り替え、資本準備金の額を0円とします。

#### (2) 資本金及び資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2025年3月26日

### 第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、2025年1月9日開催の取締役会において、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の中長期的な業績及び企業価値の更なる向上を図るとともに、株主の皆様との価値共有をより一層推し進めることを目的として、対象取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

当社は、2015年12月25日開催の第36回定時株主総会決議において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は金銭による報酬を年額200百万円以内、2019年11月26日開催の臨時株主総会決議において、監査等委員である取締役の報酬限度額は金銭による報酬を年額30百万円以内とすることにつき、それぞれご承認をいただいております。

本株主総会では、本制度を新たに導入し、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役のうち、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対しては年額25百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、監査等委員である取締役に対しては年額2百万円以内の金銭報酬債権を支給することにつき、株主の皆様のご承認をお願いいたしたいと存じます。

なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役（監査等委員を除く。）の支給分は取締役会に、監査等委員である取締役の支給分は、監査等委員の協議により決定することといたします。

また、現在の対象取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名、監査等委員である取締役の員数は1名であります。

#### 本制度の概要

##### 1. 本制度の概要

本制度において対象取締役は、取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は自己株式の処分（譲渡）を受けます。本制度において発行または処分される当社の普通株式の総数は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）対して年29,000株以内、監査等委員である取締役に対して年2,300株以内とし、各取締役への具体的な配分については、本株主総会にてご承認いただいた範囲内にて、取締役（監査等委員を除く。）の支給分は取締役会に、監査等委員である取締役の支給分は、監査等委員の協議により決定いたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて調整されるものとします。

また、当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容としては、対象取締役は本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、本割当株式の交付日から一定の期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）は、譲渡、担保権

の設定その他の処分をしてはならないこと、一定の事由が生じた場合には当社が本割当株式を取得することが含まれるものとします。

本割当契約の内容の概要は下記3のとおりです。

## 2. 1株当たりの払込金額

本割当株式の1株当たりの払込金額は、株式の割当てに関する取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）等を基礎として対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定いたします。

## 3. 本割当契約において定める内容の概要

### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日（以下「本払込期日」という。）から当社の取締役会が定める一定期間までの間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本割当株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

### (2) 譲渡制限の解除

対象取締役が、本譲渡制限期間中（ただし、本譲渡制限期間中に、対象取締役が当社又は当社の子会社（以下、当社及び当社の子会社を「当社グループ」と総称する。）の取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれの地位においても死亡により退任した場合には、本払込期日から当該退任までの期間とする。）、継続して、当社グループの取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点（ただし、対象取締役が死亡により退任した場合は当該退任の直後の時点）をもって、当該時点において対象取締役（ただし、対象取締役が死亡により退任した場合は対象取締役の相続人）が保有する本割当株式の全部について、本譲渡制限を解除する。

### (3) 役務提供期間中の退任等の取扱い

対象取締役が、役務提供期間中に、当社グループの取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任した場合（ただし、退任と同時に取締役、執行役、執行役員又は使用人の地位のいずれかに就任又は再任する場合及び死亡による退任の場合を除く。）には、当社は、対象取締役の退任の理由（自己都合、定年等正当な理由のある場合、解任される場合等）等、具体的事情に照らして、当社の取締役会の過半数の決議により以下のいずれかを実施することができる。

①退任した直後の時点において保有する本割当株式に関する振替手続等を開始し、当該振替手続の完了時点をもって譲渡制限を解除し、本割当株式の全部を無償で取得する。

②対象取締役が退任した時点をもって、次のaの数からbの数を引いた株式について、振替手続等を開始し、当該振替手続の完了時点をもって、当該株式の全部を無償で取得する。

a. 本割当株式数

b. 本払込期日を含む月から対象取締役が当社グループの取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任した日を含む月までの月数を12（ただし、対象取締役が監査等委員である取締役の場合は24）で除した数（以下「在任期間比率」という。）

に、本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）

(4)株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が当社の指定した証券会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理する。

(5)組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が効力を生じる場合には、本割当株式の全てを無償取得する。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：ホテルニュープラザ久留米 3階 筑紫の間

〒830-0031 福岡県久留米市六ツ門町16-1

TEL：0942-33-0010

- 西鉄久留米駅より徒歩7分
- 駐車場の台数には限りがございますので、公共交通機関をご利用くださいますようお願いいたします。
- ご出席の株主様へのお土産及び会場でのお茶のご用意はございません。

